

経営安定特別相談室とは…

目的

倒産の恐れのある中小企業から事前に相談を受けて、経営的に見込みのある企業については関係機関の協力を得て再建の方途を講じ、また、倒産防止が困難とみられる企業については円滑な整理を図ることにより、企業倒産に伴う地域の社会的混乱を未然に防止することを主な目的としております。

ご相談の窓口は

中小企業の倒産を防止するためのご相談については、全国の232の商工会議所と47都道府県商工会連合会の合計279ヶ所にそれぞれ設置されている「**経営安定特別相談室**」で受け付けています。

相談室の構成

相談室では、**商工調停士**を中心に**弁護士・公認会計士・税理士・中小企業診断士**等各分野の専門家より構成され、万全の体制で皆様のご相談に応じています。

商工調停士とは…

商工調停士とは、「経営安定特別相談室」において、中小企業の倒産に係る諸問題の円滑な解決のための相談・指導を総括するのがその職務です。商工調停士は、商工会議所会頭又は都道府県商工会連合会会長よりその職務を委嘱されています。

商工調停士



対応策の検討

ご相談を受けると、相談室では、商工調停士を中心に弁護士・公認会計士・税理士・中小企業診断士等各分野の専門家が、相談者の経営・財務内容の把握と分析を行い、倒産防止の対応策を検討します。

対応策

- ◆債権者など関係者への協力要請
- ◆手形処理、事業転換などの指導・助言
- ◆倒産防止が困難と見られる場合の円滑な整理方法、法的手続きなどの指導・助言

相談室の実績は…

相談室が昭和54年にスタートして以来、これまで27年間に**約79,000件**企業の相談に応じ、多くの企業の倒産防止と危機回避に役立っています。



STEP 1 相談申込み

ハガキでのお申込み
電話でのお申込み
来室でのお申込み



STEP 2 相談内容 の検討

経営・財務内容の
把握と分析
倒産防止の対応策
の検討



STEP 3 調停

債権者等関係者への協力要請
円滑な整理方法の検討
法的手続等の指導・助言